

結核患者転帰（入院勧告等解除）届出票

令和 年 月 日

三重県 保健所長 あて

医療機関
所在地

医療機関
名称

管理者
氏名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条において準用される法第22条の規定により、法第19条又は20条の規定に基づき当病院に入院する次の患者について、当該入院に係る病原体を保有していない又は症状が消失したことを確認したので通知します。

患者氏名	男・女	生年月日	T・S・H・R 年 月 日（ 歳）		
住所					
退院又は入院勧告等解除年月日 (又は予定年月日)		令和 年 月 日			
咳・発熱の消失を確認		令和 年 月 日			
確認方法 注1)	喀痰による菌検査結果、連続3回の陰性を確認	1回目	検査方法	検体採取日	判定年月日
			塗抹・培養	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		2回目	検査方法	検体採取日	判定年月日
			塗抹・培養	令和 年 月 日	令和 年 月 日
		3回目	検査方法	検体採取日	判定年月日
			塗抹・培養・PCR	令和 年 月 日	令和 年 月 日
連絡事項					
主治医氏名：					

注1) 勧告入院等の解除に関する基準

法第26条において準用される法第22条の「当該感染症の症状が消失したことが確認されたとき」とは、咳、発熱、結核菌を含む痰等の症状が消失したときとし、結核菌を含む痰の消失は、異なった日の喀痰の培養検査結果が連続して3回陰性であることをもって確認することとする。ただし、3回目の検査は、核酸増幅法の検査とすることもできる。その場合、核酸増幅法の検査結果が陽性であっても、その後の培養検査又は核酸増幅法の検査が陰性であった場合、連続して3回の陰性とみなすものとする。

また、以下のアからウまでのすべてを満たした場合には、上記を確認できなくても解除できる。

ア 2週間以上の標準的薬療法が実施され、咳、発熱、痰等の症状が消失

イ 2週間以上の標準的薬療法を実施した後の異なった日の喀痰の塗抹又は培養検査が連続して3回陰性
(3回目の検査は、原則として塗抹検査とする)

ウ 患者が治療継続及び感染予防を理解し、かつ、退院後の治療継続及び感染予防が可能であることを確認

治療開始時に入院を要しない状態で、治療開始時の培養検査又は核酸増幅法の検査結果が陽性であることから就業制限の通知がなされている場合は、異なった日の喀痰の培養検査結果が連続して2回陰性であることをもって確認してもよいものとする。